

東京都子供・子育て会議
全体会議（第29回）
議事録

日時 令和6年6月13日（木）17時00分～19時01分

場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選任
- 4 部会委員の選任
- 5 検討事項
 - 第3期東京都子供・子育て支援総合計画の策定について
- 6 閉 会

出席委員

山本会長、安部副会長、高橋副会長、青木委員、東委員、遠藤委員、尾崎委員、小野委員、角田委員、小林（隆）委員、小林（美）委員、鈴木委員、島津委員、下竹委員、関委員、前田委員、溝口委員、師岡委員、八木委員、山下委員、吉田委員

青木臨時委員、川上臨時委員、須崎臨時委員、鈴木臨時委員

配付資料

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 資料1 | 東京都子供・子育て会議委員名簿 |
| 資料2 | 東京都子供・子育て会議行政側名簿 |
| 資料3 | 第2期東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）について |
| 資料4 | 第3期東京都子供・子育て支援総合計画の検討スケジュール(案) |
| 資料5 | 第3期東京都子供・子育て支援総合計画の策定方針について(案) |
| 資料6 | 第3期東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込む具体的な取組(案) |
| 資料7 | 子供の意見を聴く取組について（案） |
| 資料8 | 都内区市町村における量の見込み・確保方策の調査状況について |
| 参考資料1 | 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正案について（概要） |
| 参考資料2 | こども大綱（R5.1.22閣議決定）説明資料（抜粋） |
| 参考資料3 | こどもまんなか実行計画2024（案）（概要） |
| 参考資料4 | 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の |

概要

- 参考資料 5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要
- 参考資料 6 「未来の東京」戦略 v e r s i o n u p 2024 (抜粋)
- 参考資料 7 東京都の少子化対策 2024 (概要)
- 参考資料 8 こども未来アクション (第 5 次) (概要)
- 参考資料 9 東京都教育ビジョン (第 5 次) (概要)
- 参考資料 10 東京都障害者・障害児施策推進計画 (令和 6 年度～令和 8 年度)
(概要)
- 参考資料 11 第二期東京都地域福祉支援計画 (中間見直し版) (概要)
- 参考資料 12 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 (概要)
- 参考資料 13 とうきょうすくわくプログラム ポケットブック
- 参考資料 14 「東京の子供と子育てをめぐる状況」図表一覧、掲載図表 (案)

開 会

午後 5 時 0 0 分

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 29 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本会議の書記を務めます、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。よろしく申し上げます。

それでは、事前に御送付いたしておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。資料 1 から 8 までと参考資料が 1 から 14 までの御用意をしております。

また、お手元の i P a d にて参考資料を御覧いただけるようにしております。左下部にございます一覧のアイコンをタップしていただきますと、前ページがサムネイル表示されます。タブレットにつきまして不具合、御不明な点等がございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

この会議は公開となっております。傍聴の方がいらっしゃるほか、配付資料、議事録については後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際はマイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

議事に先立ちまして、子供・子育て会議の事務局である福祉局、子供政策連携室、生活文化スポーツ局、教育庁、デジタルサービス局を代表しまして、福祉局次長の浅野から御挨拶を申し上げます。

○浅野福祉局次長 皆さん、こんにちは。東京都福祉局次長の浅野でございます。都庁の子供・子育て会議に関連する各局、具体的には子供政策連携室、生活文化スポーツ局、教育庁、デジタルサービス局、それと福祉局を代表いたしまして御挨拶申し上げます。

本日は、委員改選後初めての子供・子育て会議の全体会議でございます。改めまして、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。また、日頃より東京都の子供・子育て施策に格別の御理解とお力添えを賜っておりまして、この場で御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、この子供・子育て会議でございますけれども、幼児期の学校教育や保育、地域の子供・子育て支援の総合的な施策の推進に向けまして、子供・子育て支援に係る有識者や当事者の方々の御意見を伺うことを目的といたしまして平成 25 年 7 月に設置されたものでございます。これまでの会議では、東京都子供・子育て支援総合計画の策定及び中間の見直し、そして第 2 期計画の策定及び中間の見直しに向けた御議論を頂戴いたしました。今年度は第 3 期計画の策定を行う年でございます。

都におきましては、本年1月に未来の東京戦略 version up 2024が策定されました。この中では結婚から妊娠・出産、そして子育てについてライフステージに応じましてシームレスに支援いたしまして、子供一人一人に寄り添ったチルドレンファーストの社会の実現に向けまして様々な視点から子育ての支援を強化することとされてございます。

また、本年2月に策定されましたこども未来アクション2024におきましては、子供の意見を聴く取組で得られました子供の実態、声、あるいは思いを都の施策に反映させまして、子供目線での施策のバージョンアップがされたところでございます。また、国におきましても、昨年12月にこども大綱が策定されまして、先月の5月末にはこどもまんなか実行計画2024が決定されたところでございます。

このような状況の中で、今回の第3期計画の策定に当たりましては、新たな要素といたしまして、例えば困難を抱える家庭を支援するための家庭支援事業のニーズを踏まえた検討、あるいはこどもDXの推進、また、こども大綱を踏まえた子供の貧困対策といった要素を取り上げていきたいと考えてございます。

本日はこうした論点も含めまして、第3期計画がよりよいものとなりますように忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、所要により、次長はここで退席させていただきます。

続きまして、本日の出欠状況ですが、臨時委員を含む委員29名中4名の御欠席の連絡をいただいております。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の資料1として委員名簿を御用意してございますが、こちらは50音順になっております。この名簿に従いまして順次お名前を御紹介させていただきます。

葛飾区長、青木克徳委員でございます。

国際学院埼玉短期大学幼児保育学科准教授、東敦子委員でございます。オンラインでの参加となっております。

工学院大学教育推進機構教授、安部芳絵委員でございます。

日本労働組合総連合会東京都連合会地域局次長、岩崎美希委員でございます。本日は所用により御欠席となっております。

東京都民間保育園協会副会長、遠藤正明委員でございます。

青梅市長、大勢待利明委員です。本日は所用により御欠席となっております。

東京都家庭的保育者の会代表、尾崎佳代子委員でございます。

NPO法人町田市学童保育クラブの会、大蔵学童保育クラブ施設責任者、小野さとみ委員でございます。オンラインでの参加となっております。

東京都認定こども園協会副会長、角田享委員でございます。

東京都民政児童委員連合会副会長、小林隆猛委員でございます。オンラインでの参加となっております。

東京商工会議所企画調査部副部長、小林美樹子委員でございます。

東洋大学福祉社会デザイン学部教授、鈴木崇之委員でございます。

都民公募委員、島津徳彦委員でございます。オンラインでの参加となっております。

東京都社会福祉協議会理事、東京都社会福祉協議会保育部会部会長、下竹敬史委員でございます。

東京都私立幼稚園連合会理事、関政子委員でございます。

東京学芸大学教育学部教授、日本教育工学協会会長、高橋純委員でございます。

都民公募委員、前田美由希委員でございます。

一般社団法人日本こども育成協議会会長、溝口義朗委員でございます。

奥多摩町長、師岡伸公委員でございます。オンラインでの参加となっております。

一般社団法人東京都PTA協議会理事、八木晶子委員でございます。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員、主席研究員、矢島洋子委員でございます。本日は所用により欠席となっております。

高知学園大学・高知学園短期大学学長、山下文一委員でございます。

東洋英和女学院大学人間科学部教授、山本真実委員でございます。

NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事、労働・子育てジャーナリスト、吉田大樹委員でございます。

東京都国立幼稚園・こども園長会会長、和田万希子委員でございます。本日は御欠席となっております。

続きまして、臨時委員を御紹介いたします。青梅市こども家庭部長、青木政則委員でございます。オンラインでの参加となっております。

東京都医師会理事、川上一恵委員でございます。

奥多摩町福祉保健課長、須崎洋司委員でございます。オンラインでの参加となっております。

葛飾区子育て支援部長、鈴木雄祐委員でございます。

次に、東京都の出席者を御紹介申し上げます。資料2に名簿を用意しております。

先ほど退席しまして挨拶させていただきました、福祉局次長、浅野直樹です。

福祉局子供・子育て支援部長、西尾寿一です。本会議の幹事長を務めさせていただいております。

子供政策連携室企画調整部長、小松義昌でございます。副幹事長を務めさせていただいております。

生活文化スポーツ局私学部長、加倉井祐介でございます。副幹事長を務めさせていただいております。

教育庁地域教育支援部長、山本謙治でございます。副幹事長を務めさせていただいて

おります。

福祉局政策推進担当部長、柳橋祥人でございます。

福祉局子供・子育て施策推進担当部長、瀬川裕之でございます。

同じく総合連携担当部長、竹中雪与でございます。

生活文化スポーツ局企画担当部長、杉山浩二でございます。

教育庁教育政策担当部長、秋田一樹でございます。

書記、関係者につきましては、資料2の事務局名簿の配付をもちまして紹介とさせていただきます。

それでは続きまして、会長の選任に移りたいと思います。東京都子供・子育て会議条例第6条の規定により、会議の会長は委員の互選により定めるとされています。どなたに会長に御就任いただくか、御推薦があれば、お願いいたします。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 僭越ながら発言させていただきます。

子供・子育て分野について広い御見識をお持ちで、第5期東京都子供・子育て会議の会長も務められていた山本委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 ただいま、吉田委員から山本委員を御推薦する御意見をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

山本委員、よろしいでしょうか。

それでは、本会議の会長には山本真実委員に御就任いただきたいと思います。

それでは、山本会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○山本会長 皆様、改めまして東洋英和女学院大学の山本と申します。今、御推薦いただきましたので、微力ではございますけれども、今回の子供・子育て会議会長として務めさせていただきたいと思います。どうぞ皆様、御協力よろしくをお願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

それでは、ここからの会議の進行は山本会長にお願いしたいと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

では、こちらから私のほうで進めさせていただきます。次第によりますと、次は副会長の選任ということになっております。会議の条例では、会長を補佐する副会長は2人とし、委員の互選によって定めるとされております。私といたしましては、子供の権利を専門とされており、前回の子供・子育て支援総合計画の中間見直しの場合にもお力を賜りました安部委員と、そして今回から御就任いただきますが、教育の情報化を専門とされておりまして、東京都の教育委員会委員も務められておられます高橋委員のお二人に副会長としてお手伝いをいただきたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○山本会長 よろしく願いいたします。

それでは、副会長には安部委員と高橋委員のお二人に御就任いただきたいと思いを
す。

では、まず安部委員から副会長就任の御挨拶をお願いいたします。

○安部副会長 ありがとうございます。

ただいま、副会長に選任されました、工学院大学の安部芳絵と申します。今、山本会
長がお話しされましたように、子供の権利、特に子供の意見反映や子供の参画を専門
にしております。

参加者の皆さんから様々な意見をいただいて、会長を補佐していきたいと思いたすの
で、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本会長 よろしく願いいたします。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋副会長 高橋でございます。このたびはよろしくお願いいたします。

非常に重要なテーマと考えておりますので、私自身も全力を尽くすとともに、副会長
として会長を支えてまいりたいと思いたす。よろしくお願いいたします。

○山本会長 よろしく願いいたします。皆様、ありがとうございました。

続きまして、幼保連携型認定こども園部会の委員の指名に移りたいと思いたす。条例
の第8条では、部会は会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。また、部会に部
会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名するとされております。幼
保連携型認定こども園の部会長には、大変僭越ながら前回の部会において副部会長を
務めさせていただきました私が就任させていただければと考えておりますが、よろし
いでしょうか。

(拍 手)

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、部会長については私が務めさせていただきたいと思いたす。

そして、本日は時間も限られておりますので、部会委員につきましては、事務局と相
談の上選任させていただきたいと思いたすが、私と事務局に御一任いただけますでし
ょうか。

(拍 手)

○山本会長 ありがとうございます。

御了解いただきましたので、部会委員の構成につきましては早急に調整の上、後日、
委員全員に御連絡をさせていただきたいと思いたす。

それでは、今日も検討事項、御意見いただきたい事項がたくさんございますので、続
きましての第3期子供・子育て支援総合計画の策定に入りたいと思いたす。本日の検
討事項として、第3期の東京都子供・子育て支援総合計画を考えていくことで、大卒
の説明をまず事務局からしていただきたいと思いたす。平川課長、お願いいたしま

す。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料3を御覧ください。

初めに、現計画についての説明でございます。令和2年度から6年度までの5か年の計画となっておりますが、施策の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえまして、計画期間の中間年に見直しを行うこととしていまして、令和4年度に見直しを行ったところでございます。その内容について簡単に説明したいと思います。

資料3の計画の概要の部分を御覧ください。この計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画でございます。記載のとおり3つの理念を掲げておりまして、1つ目の理念が子供自身に焦点を当てた理念になってございまして、2つ目が子育てへの支援に焦点を当てたもの、3つ目が社会全体で支えることの重要性に焦点を当てたものとなっております。その3つの理念を基に、右側にありますように5つの目標を設定しまして、子供・子育て施策全般にわたる充実を図ってきているところでございます。

中間の見直しのポイントとしては左下のところでございますが、少子化の進行等を踏まえまして施策の一層の充実を図ってきました。本計画で設定している重要な指標であります保育サービス、学童クラブに関する目標値の更新を行いました。

簡単ですが、資料3については以上です。

続きまして、資料4の説明に入りたいと思います。スケジュールについてでございます。

3期の策定に当たっての今後のスケジュールなのですが、本日はこの後、主に計画策定の方針について御説明させていただきまして、あとは8月から9月に第2回を開催したいと考えています。本日の御意見等を踏まえて計画骨子をお示しできればと考えています。その後、子供の意見を聴く取組や区市町村に教育保育等の量の見込みの調査を行いまして、12月の第3回の段階では、皆さんのこれまでの会議の意見や調査結果等を踏まえまして計画素案をお示ししたいと考えています。最後の3月の第4回では、1月に実施するパブリックコメントを踏まえた計画案を御提示させていただきたいと考えております。

続きまして、資料5を御覧ください。見直しの視点として、今回の策定方針として今日の会議では一番中心になってくる資料と考えていますが、主な改定のポイント、視点としましては、まず1つ目の丸の保育サービスでございます。待機児童が御案内のとおり減少している状況やこども大綱や国の方針なども踏まえまして、質・量ともに目標設定を検討する必要があるのではないかと考えております。

2つ目の丸は家庭支援事業に係ることなのですが、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきたことを踏まえまして、包括的な支援を行うため、このたび、

児童福祉法においてショートステイや一時預かり事業などの6つの事業が家庭支援事業と定義されました。区市町村における量の見込みを調査した上で、本東京都の計画においてもその結果を踏まえた検討が必要ではないかと考えております。

3つ目の丸は、学童保育に関することでございます。こちらにつきましては引き続き学童クラブの待機児童解消や質向上に向けた取組を検討する必要があると考えております。また、量の見込みなどを踏まえた目標の設定も更新が必要かと考えております。

4つ目は二重丸にさせていただいたのですが、皆さんにぜひ御意見いただきたいと考えております。子供の貧困対策については国のこども大綱にも子供の貧困解消というのが掲げられまして、子供施策に関する重要事項の一つに子供の貧困対策という形で位置づけられました。そういったことを踏まえまして、東京都でも子供の貧困対策について何らかの充実すべきと考えております。また後ほど御意見いただければと考えています。

2つ目は、この間、中間の見直し以降に東京都のほうで割と重点的に行っている新規事業などをまとめた部分になりまして、こちらについても計画ののっていくような事業だと考えております。以下、こどもDXの推進などに5つの二重丸の部分につきましては後ほど各担当課から説明をさせていただきます。最後の丸は、子供に対する性犯罪・性暴力の被害者への支援などがかなり話題にはなっているかと思いますが、こちらの取組についても記載していく予定と考えています。

3つ目としまして、計画策定に当たり、こども基本法や東京都こども基本条例を踏まえ、子供の意見を聴く取組を実施する予定でございます。これについても後ほど資料7において説明したいと考えております。

その他のところでは、改正児童福祉法や、この後、立て続けに施行予定になってきます子ども・子育て支援法の改正を踏まえた内容、例えば令和7年4月には産後ケア事業が地域子供・子育て支援所に位置づけられるなどの大きな改正がありますので、そういったことを反映して検討する必要があると考えております。

そのほか、国のこども大綱や成育医療等基本方針に関する指針の反映といったことを反映する必要があります。また、東京都が同時並行で今年度策定する子供・若者計画や社会的養育推進計画等と内容の整合を図りつつ検討する必要もあります。

それでは、裏面を御覧ください。こちらは現計画の理念と目標を示した資料でございます。こちらにつきましては、御覧いただきまして昨今の国の方針であるこども大綱の内容や子供を取り巻く状況を踏まえまして、修正する必要があるのかどうかについて皆様の御意見をいただければと存じます。

また、先ほど少し触れました子供の貧困対策につきましては、現在、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実の目標の4のところ9つある施策のうちの一施策として掲載しています。もう少し充実・重点化をしてもよいのではないかと考えているところですので、御意見いただければと思っております。

それでは、ここからは資料6により、順番に主な新規、拡充の取組について説明をし

たいと思います。

とうきょうすくわくプログラム推進事業について説明をお願いします。

- 鳥井子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 私、子供政策連携室企画調整担当課長の鳥井と申します。私からはとうきょうすくわくプログラム推進事業について御説明いたします。

資料6-2の1ページを御覧ください。当事業は、各園の環境や強みを生かしながら光、音、植物など各園が設定するテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探求活動を実践し、非認知能力の向上など、幼児教育保育の充実を図る幼稚園、保育所等を支援することを目的に実施するもので、幼保共通のプログラムとなります。昨年度は複数の園で実践しましたが、今年度からは都内全域へと展開してまいります。

事業の概要ですが、対象施設は幼稚園や認定こども園、認可保育所、認証保育所、小規模保育事業であり、それらに通う0歳児か6歳児を対象児童といたします。全域展開に向けましては、各園の取組を財政的に後押しするために備品購入費や人件費など、プログラム実践にかかった経費について、今年度は一園当たり150万円の上限額の範囲内で都が10分の10を負担してまいります。補助期間は、新規採択年度から6年間としております。

探求活動の流れですが、資料右上に記載の①～⑤のサイクルを想定しておりまして、子供たちの興味・関心に応じたテーマを設定し、問いかけを行い、素材や道具の準備などの環境を整え実践をする。実践の際は子供たちの言葉等に注目してメモなどで記録し、活動後に保育者同士等で振り返り、次の活動につなげていただくといった流れを想定しております。当事業を通じまして乳幼児の心の育ちをサポートしてまいりたいと考えております。

なお、お手元に資料としてお配りしているポケットブックや昨年度策定したすくわくプログラムの事例集となりますけれども、資料2ページに記載のQRコード、URLから御覧いただけますので、ぜひ御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

- 平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、多様な他者との関わりの機会の創出事業についてお願いします。
- 青山福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 続きまして、福祉局保育支援課長の青山でございます。私より、多様な他者との関わりの機会の創出事業につきまして御説明いたします。

資料は6-3でございます。都は昨年度から親以外の大人や異なる年齢の子供など、多様な他者との関わりの中で子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労などの有無にかかわらず、保育所などで児童を定期的に預かる仕組みを開始いたしました。対象児童でございますが、幼稚園や保育所などに通っていない未就学児でございます、実施場所は幼稚園や認可保育所、認証保育所などを対象としております。

利用者負担額でございますが、日額制の場合は2,200円、月額制の場合は4万4000円、これらを上限に区市町村や各施設において設定することとしております。

補助内容につきましては資料下段に記載しておりますが、地域のニーズに応じまして多くの乳幼児を受け入れることができるよう、今年度から補助内容を拡充して実施しております。具体的には下線の箇所になりますが、運営費を前年から大幅に引き上げているほか、第2子以降の利用料を無償化しております。さらに、障害児や医療的ケア児が利用する場合の支援も実施しております。

区市町村の活用状況でございますが、昨年度は15の自治体、59の施設におきまして児童の受入れを開始していただいております。今年度はさらに多くの自治体で実施する予定となっております。

説明は以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 続きまして、認証学童クラブ制度の創設に向けた取組についてお願いします。

○吉川福祉局子供・子育て支援部企画課長 企画課長の吉川と申します。

資料6-4をお願いいたします。学童クラブについてでございますけれども、都民がニーズに応じて様々な選択・利用が可能となりますように、今年度、以下の2点の視点に基づいて新たな都独自の運営基準による認証制度の創設に向けて検討してまいりたいと考えております。

1つ目は、児童、保護者、職員の3つの視点で充足した質の高いサービスを保証し、誰もが安心して利用できる体制を整備。2つ目が、民間参入を促進し、多様なサービスの提供ができる体制を整備していきたいと考えております。

事業の内容は主に2つございます。一つが、都内学童クラブの実態調査を行いまして、それを踏まえて認証学童クラブ制度創設に向けました検討会を運営し、新たな制度を検討していきたいと考えております。ワーキングの設置、実態調査の実施、そして研修カリキュラムの作成を行いまして、人材の確保・育成にも取り組んでいきたいと考えております。

2点目は、既に先行で実施しています区市町村にも御協力いただきまして先行実施の検証を行い、新たな認証制度に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、こどもDXの説明をお願いします。

○宇山デジタルサービス局デジタル戦略部2030戦略担当課長 デジタルサービス局の宇山と申します。よろしくをお願いいたします。

資料6-1を御覧ください。2025年度までにこどもDXということで社会変革を目指して4つのプロジェクトを実施してございます。プッシュ型子育てサービス、PMHと呼ばれている母子保健オンラインサービス、保活ワンストップ、給付金手続の利便

性のアップでございます。

それぞれ個票で御説明させていただきますけれども、まず5ページ目を御覧いただきまして、プッシュ型子育てサービスにつきましては、下の絵にありますとおりそれぞれ自治体のウェブサイト等を確認しまして、そこから様々な制度をGovTech東京さんのほうで書き起こして、レジストリと書いてありますけれどもデータベースをつくりまして、様々な子育て支援に関するデータベースからこれをオープンデータカタログサイトで公開して、民間アプリ事業者がその中から都民の方に有用だと思われる情報を選んで配信をして、そこから住民がプッシュ通知で受け取ったものを御覧になって、金銭給付などのそれぞれが御興味のあるところを行政機関に申請したりしているところがございます。こちらにつきましては今、先行6自治体で先行プロジェクトということでやっております、今年度中に62自治体でやるのと、あとは全国にも国のほうで広げていくというところがございます。

5ページにも記載がありますとおり、既に30制度、3万を超える情報をお届けしていて、記載のとおり感謝の声というか、もっとやっていただきたい、自分で情報を探するのはかなり大変なので自分に合った情報をいただけるのは大変ありがたいといったポジティブな意見をたくさんいただいているところがございます。

続きまして、母子保健オンラインサービスですけれども、7ページを見ていただきますと、Public Medical Hubというのは国のシステムなのですけれども、そこに自治体と医療機関をつないで、簡単に言いますとマイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用したり、予防接種の接種券や健康診断の受診券として利用するといったものを実現する事業でございます。これについては国のほうで進めている事業ですけれども、都としても都民の方に非常に便利になるものですので、一緒に説明会をしたり、あとは左下に記載がありますけれども、医療機関向けの補助制度、国の補助に上乘せする制度なのですけれども、そういうものを使って、いずれにしてもいろいろな自治体といろいろな医療機関が繋がればつながるほど便利になりますので、そういったものを進めているところがございます。

続きまして、保活のワンストップは9ページでございますけれども、これについても国の補助金を活用して、今、板橋区、足立区、調布市の3自治体と共に取組を開始したところがございます。右側の絵にありますけれども、保活情報連携基盤というシステムを開発しまして、これと民間保活システムという民間のアプリ、それから保育所に入っている保育ICTというシステムをつないで、「保護者」と書いてあるところにありますけれども、アプリ一つで正しい施設情報を取得できますし、見学予約もアプリからできたり最後には電子申請システムにつないでいくというものでございます。これについては今年秋から開始予定となっております、保育園も120程度参加見込みでございます。

最後は給付金手続の利便性アップということで、018サポートというものを皆さん

も都民の方なら、特にお子さんがいる方は御存じかと思えますけれども、昨年、福祉局様の取組でなかなか添付資料が多かったり、確認事項が多かったりで都民の方からいろいろ御指摘もいただいたところなのですけれども、それを踏まえて国のシステムもうまく活用しながら、親のマイナンバーカードと子のマイナンバーカードを両方ともかざすだけで、あとはもちろんパスワードを入れたり、多少連絡先を入れたりなどはありますけれども、非常に簡単な形で申込みができる。しかも、昨年申し込んだ方は今年はもう申し込まなくていいということで非常に簡便な方法で6月11日から開始しているところでございます。

こういったことを踏まえまして、これからもこどもDXを起点として東京都のDX、社会変革を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料6-5の児童福祉法改正に係る東京都の意見表明等支援に係る取組について説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和4年6月の児童福祉法改正、6年4月施行の内容を踏まえまして、東京都で都道府県等が子供の意見の表明等を支援するための体制整備をする規定が設けられましたので、それに従って令和4年度からずっと検討を行ってきております。そして今年度、児童福祉審議会の提言を踏まえた取組がいよいよ始まったという形でございます。提言1から順番に説明しますが、提言1の①が意見表明等の理解促進になります。①の1つ目としましては、児童相談所の職員や施設職員等に子供の権利の理解促進を行いまして、職員を通じてきちんと子供に権利を伝えていくという取組でして、都の特徴としてはこれまで子どもの権利ノートで権利を説明してきたのですが、幼児や障害児、軽度の知的障害のお子さんたちに分かりやすく権利について伝える動画などを作成して、これらを使用した啓発を始めたところでございます。

続きまして、2番目の意見表明等を支援する仕組みについては2つ実施しております。1つ目が一時保護や児童相談所が決定する施設入所等の措置について、面談等を通じて子供の意見形成や意見表明を支援する支援員の導入をしていきます。6年度につきましては一部の一時保護所に入所中のお子さんと養育家庭に委託中のお子さんに対してモデル的に実施という形で、将来的には児童相談所が措置決定を行う全ての子供に広げていくというものでございます。

③です。児童養護施設等に入所している子供が既存の仕組みとして意見を伝えることができる手段としては第三者委員と意見箱の仕組みがどの児童養護施設等にもあるのですが、こちらの好事例集を作成して共有することでよりよい運用を図っていくという形でございます。

提言の3つ目としましては、④のところですが、今年度から子供本人が児童相談所が決定する自分に対する措置等に納得できない場合に児童福祉審議会で申立てができるよ

うになりました。こちらの運用を開始し始めるところでございます。こちらは東京都としましては既に子供の権利についての相談ができる子供の権利擁護専門相談事業を通じて申立てができるよう仕組みを整えたところでございます。

説明については以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、時間は割と早く進んでいる感じもあって、それと今、御説明いただいた新しい事業について、まだ幾つか質問などがおありなのではないかと思われまして。というのは、これらの新しい事業は今回の見直しのときに、今日は理念などの大きなお話の御意見をいただくのですけども、お手元にもあります2期の計画の中の5つの目標に沿って新たに事業がここに貼り付いて入っていくという形になるのです。新しく1から5までの新しい事業はDXも含めて今回、東京都が今年度取り組んでいくという重点の事業になっていくものなので、当然これらも入ってくるということになるわけです。そういった中ですので、今、初めて事業の内容をお聞きになった委員の方もいらっしゃるかなと思いますし、少しこの辺りがどういうことなのか確認しておきたいということもおありではないのかなと思いますので、少し時間を取って、今、御説明いただきました事業について御意見や御質問がありましたら、出していただくかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

声を出して挙手をお願いします。人数が多いので私のほうもちょっと見えませんので、ぜひ積極的にお願いできたらと思います。オンラインの方も適宜挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

溝口委員、お願いいたします。

○溝口委員 日本子ども育成協議会の溝口と申します。本当に率直というか素朴な質問で、4つお願いします。

1つ目なのですが、資料5の策定方針についての案の裏面なのですけども、これの基本的なところで教えてほしくて、5つの目標の中の3つ目の子供の成長段階に応じた支援の充実なのですが、この支援はどこにかかるか教えてください。

○山本会長 それは言葉の問題ですか。

○溝口委員 そうです。子供というのが支援の対象なのか、成長段階の支援なのか、日本語の問題です。先ほどの資料5というペーパーです。

○山本会長 資料5のペーパーの裏面の5つの目標の中の3番ということですね。これは今の計画がお手元におありだと思いますけれども、この第Ⅲ章の目標3のところになるのですけれども、今の目標3の「子供の成長段階に応じた」という文言の「支援」は何の支援なのかということとで言うと、見ていただくと計画の134ページからあるのですけれども。

これを見直すということなので、子供の生きる力を育む環境の整備、次代を担う人づくりの推進が具体的に居場所づくりなども含めて入っていますので、場合によっては成長

段階に応じて子供を支援するということも当然ありますし、それを育んでいる例えば学校や家庭というところの事業も入っているということになります。

○溝口委員 支援というのは4番に書いてあるように特別に支援を要する障害児や家庭支援、地域支援の支援に直接使いますが、子供の成長段階には援助、留意、配慮等を使ってきたのだと思うのですが、簡単に言うと子供そのものを支援するときというのは障害児だったりもしくは子供家庭支援というように家庭に対しての支援だったように思うのですが、子供に対して直接の支援なのでしょうか。

○山本会長 質問されている意味がちょっとよく分かりません。

○溝口委員 この支援は何を支援するのかを教えてください。家庭を支援するのか、子供を支援するのか。

○山本会長 子供を成長段階に応じて支援するのですけれども、それは直接子供に対して施されるものもあれば、それを支える家庭に対して提供されるものもありますし、それが学校などのいろいろな場所であればそこになりますし、直接子供という場合も幅広く入っているという意味なのですけれども、多分それが混ざっていることに対して何かもう少し区切ったほうが良いということであれば、今回の見直しのときに事業の中の整理をしていくという御意見を今、いただいているという意味合いでよろしいですか。

○溝口委員 そうなのですけれども、子供支援というのは使いますかということです。その用語は正しいでしょうかというか、直接的に子供を支援するという用語を使うのでしょうか。

○山本会長 それは使うか使わないかという、使っている場合もあります。例えば学校の中でも子供支援学科という名称を使ったりします。

○溝口委員 ありますね。あれは法令的に見たならば間違いではないかと。だって法に基づいてつくるのでしょ。

○山本会長 今後の見直しの御意見として記録させていただきますので、例えば目標の項目を立てるときの文言を考えると、溝口委員からこういう御意見がありましたけれどもどうしましょうかということでお諮りをさせていただくということによろしいですか。

○溝口委員 ありがとうございます。それで大丈夫です。

2点目なのですが、とうきょうすくわくプログラムの話をいただきました。これは私も実は現場の保育士なので一番よく知っているのですが、聞きたいのはこれは5領域との関係というのはどう考えていったらいいのかなとすごくいつも思っております。もうちょっと簡単に言うと、光や音などが出てきますけれども。

○山本会長 分かりました。それは事務局に質問ということで、今、御回答いただくことにしますね。

○溝口委員 もっと簡単に平たく言うと、保育所というのは0歳からいますので、もうちょっと包括的な教育を行っているはずなのですが、これはかなり矮小化されてしまう感

じがあって、もっと広い意味合いで捉えていったほうがすごく私たち現場としてはなじむのですが、これはレッジョ・エミリアみたいなモデルがあるのですかね、かなりそちらに引っ張られているような感じもあって、いいのですけれども、もうちょっと広く見ていただくと参加がしやすいので、大事なことだと思いますから。

○山本会長 分かりました。

○溝口委員 3つ目は児童福祉法の改正のところなのですが。

○山本会長 資料6-5でいいですか。意見表明権の支援。

○溝口委員 そうです。聞きたいのが、幼児向けの権利の啓発物ということですね。これは児童福祉法というから恐らく0~18を指すのだと思うのですけれども、0から3が幼児というのは、一般には学教法で3歳からですから、それ以下のところというのは意見表明が確かに難しいなど。そうするとどうしても保護者が代弁するのかどうか分かりませんが、そういった形ではないか。そういった辺りに対しての考え方というのですかね、いわゆる幼児からになっていますけれども、乳児を含めた場合、これは保護者になるかと思うのですが、その辺りはどのようにしているのかなという素朴な質問です。

○山本会長 ありがとうございます。

もう一個ありましたか。

○溝口委員 これは意見というか、そうなるというなと思っているところで、認証学童クラブなのですけれども、私のところも不登校児等が来ます。それから、学童は今、ぱんぱんですから預かれませんが、時間帯の問題もあつたりして認証保育所をやっているのですけれども、13時間開所なものだからそこに預かたりもします。都のほうもそういった制度をおつくりになっていただいて、学童にもやるのが可能になっていることが前提なのですが、私はあきる野市なものですから、昨日、なぜこれをやらないのですかと聞いたら、やはりやらないと。今は試験的にやっていますから、それで来年度どうするの、予算を取っていくの、いや、来年もやる気はないということです。でも、実情は同じ学童の中になかなか詰り込んでいるのが事実で、そういう状況です。ぜひともこれは前向きに進んでいただくと非常にいいなと思っているのですが、ほかの事業もたくさん今から出てくると思うのですけれども、都のほうがかうやって会議をおつくりになって制度も制度化していただいて、予算もつけていくのですが、結局基礎自治体、区市町村のほうで差が生じてしまう部分もきちんと勘案しながら、ぜひとも次期の計画を考えていくような姿勢を取らないと、いつも絵に描いた餅になってしまうものですから、ぜひともそこら辺も含めて御検討いただきたいなと思っています。

すみません、長くなってしまいました。

○山本会長 ありがとうございます。

では、今のはぜひ前向きに進めてほしいということと御意見をいただいたということで、後でもし御回答いただけるのであれば、事務局から回答いただきます。

3番目の幼児向けの啓発で、乳児は保護者なのでその辺の関係はということですが、安部委員が御専門なので、この後追加していただければと思いますが、基本的に乳児にも権利はありますので、保護者が代弁できるかどうかというところも場合によって違いますし、全て保護者を通して乳児についても権利保証が確実かというところではありませんので、権利擁護の観点から言うと0から入って考えるというのが基本的には国際基準になっております。

そういう意味で言うと、0歳にそれを見せても分からないかもしれないけれども、だんだんと成長していく中でこういう動画などを見て理解が深まればいいという本人の主体性の権利擁護の部分というところで考えられていると理解ができるのではないかと私は思います。

では、安部先生から。

○安部副会長 安部です。

今、山本会長がおっしゃったように、乳幼児さんであっても子供の権利というのを学ぶことは当然できると思います。今回は動画ということで非常に面白いなと思ったのですけれども、絵本を使ったりするようなこともできると思いますので、とても大事な取組だなと感じています。

以上です。

○山本会長 ということ、すくわくのことだけは事務局から御回答いただきたいということ、学童の認証をぜひ前向きに自治体の実情を踏まえてという御意見がありましたので、そこについても御回答いただくということによろしいでしょうか。

では、もう一方とか二方ぐらいは時間的にいけるかなと思うのですが、簡潔にお願いできれば助かります。どなたか御質問や御意見はございますでしょうか。事務局にはまとめて回答をお願いしたいと思っております。

○安部副会長 山本会長、また質問しても大丈夫ですか。

○山本会長 どうぞ。

○安部副会長 安部です。3つ質問があります。

まず1点目、資料6-3の多様な他者との関わりの機会の創出事業（拡充）なのですが、これも、この補助内容の特に6と7に関して、昨年度、実施してみてどうだったのかというのを教えていただけたらなと思います。

それから2つ目、資料6-4、認証学童クラブ制度の創設に向けた取組なのですが、事業の内容の2つ目に実態調査の実施とあります。この中に「利用者のニーズを把握」とあるのですが、利用している子供自身から聞くということは想定されているかどうか、その場合、どのように聞くのかというのを教えていただければと思います。

最後、資料6-5、児童福祉法改正に係る東京都の意見表明等支援に係る取組の3「東京都児童福祉審議会への申立て」は非常に重要だと思うのですが、既に実施を始めていらっしゃると思うのですが、子供本人へはどのように伝えているのか、これはな

かなか伝え方が難しいと思うのですが、どんな工夫をされているのかなと思ひまして教えていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、まとめましたので、6-3について実施してどうかということ、それから認証学童保育についての利用者ニーズの把握を子供自身からすることが含まれているのかということ、それから子供に対しての意見表明権の説明、児童福祉審議会への申立て、これについてどのように工夫がなされているのかということでした。ありがとうございます。

もう一方ぐらいいかがでしょうか。よろしいですか。オンラインも大丈夫でしょうか。

では、今、少しまとまりましたので、事務局から御回答いただけますか。すくわくのことと6-5のことがありました。それから学童ですね。お願いいたします。

○鳥井子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 子供政策連携室の企画調整担当課長の鳥井です。私からはとうきょうすくわくプログラム推進事業の御質問についてお答えいたします。

先ほど0～6歳児のお子さんがいるという中で広く見てほしいといった御質問だったかと存じます。このすくわくプログラム推進事業自体は、乳幼児期の子育ちを応援したいといった事業でございまして、おっしゃるとおり幼稚園、保育所等には0～6歳児のお子さんがいるという中で、園によっては強みや実情というのは様々異なると認識しております。説明の中では例示といたしまして、各園が設定するテーマということで光、音、植物といったものを例示させていただいたのですが、このテーマなどについては特段何かこういうものでなくては駄目といった限定をするものではございませんので、各園の実情の中で御検討いただいて実施をいただければと考えております。

昨年度、連携自治体の中でまず試行的にプログラムを実践したのですが、その中では先ほど申し上げた光、音、植物以外に例えば色や絵本、自然、泥遊びといった様々なテーマで実践をしていただいたところがございますので、そういった意味では各園の中で創意工夫をしていただきながら実践をしていただきたいと考えております。

以上です。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 それでは、私、平川から権利擁護に関する6-5の資料についての説明をさせていただきます。こちらにつきましては、6月から8月にかけて児童相談所の職員や里親さん、児童養護施設の職員に説明会を行おうとしているところで、子供の権利についてどう伝えたらいいのか、動画をどう使ったらいいのかということも含めてハンドブックやガイドブックなどを作りまして、説明会を実施するところがございます。

また、措置に関する児福審への申立てにつきましても、分かりやすい小学生向きや中学生向きのリーフレットを作って、申立ての手続きをフロー図で示し、こうしたらこう

相談してもらえると、ただ、これで納得しなかったら最後はこの児童福祉審議会で話を聞いてもらえるよという形でツールも用意し周知の工夫をしているところでございます。

あと、先ほど申し上げた6-5は児童相談所に関わるお子さん向けの啓発のお話なので、一般家庭の乳幼児向けの動画という形では作ってはいないのです。子どもの権利条約や東京都のこども基本条例にも即した内容で作っております。

以上です。

○山本会長 認証学童はどうですか。

○吉川福祉局子供・子育て支援部企画課長 企画課長の吉川です。

2点あったかと思いますが、1点目の御意見でございます。すみません、先ほど説明が不十分だったかもしれませんが、認証学童クラブ制度は今年度検討いたしまして来年度以降に展開という形になります。ですので、先ほどあきる野市さんのお話がありましたけれども、今年度は都のほうで都独自の基準を検討していくという段階になっております。

2点目の御質問ですけれども、子供のニーズをどう把握するかについては子供のほうにもアンケートという形で実態を把握する予定でございます。まだ実施方法や内容についてはこれから検討していきたいと考えております。

○青山福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 続けて、保育支援課長の青山より、安部副会長から多様な他者との関わりの機会創出事業、資料6-3の⑥、⑦についてお尋ねがございました。こちらは私の説明が不十分だったかと思いますが、こちらの事業自体は昨年度から実施しておるのですが、⑥、⑦は今年度からの拡充内容でございます。現時点では捕捉しておりません。今年度開始いたしますので、年度末ということをおっしゃらず、年度途中でも取組状況を確認してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御回答いただきましたけれども、溝口委員、何かありますか。

○溝口委員 よく分かりました。

ただ、児童相談所ということでありましたね。そうすると、保護者に対してのところの要するに参加する権利というのはかなりこの国というのはできていないのではないかなと思っています。

○山本会長 この場合の動画は児童相談所がやるので、保護者が子供の権利を代弁できない状態にいるお子さんに対しての周知だと思うのですね。

○溝口委員 もちろん理解したのですが、私たちも保育所で毎日保育しているのですが、結局子供が参加する権利というのを大人側が奪っている可能性がすごく高いと思っていますので、ぜひとも乳児期といったところから含んでいくといいなというところでお伺いをいたしました。

ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございました。

安部委員はよろしいですか。

ありがとうございます。御協力いただきましてありがとうございます。

では、今日進めておかなければならない本題に入りたいと思いますけれども、先ほど事務局から説明をいただきました計画全体に関わる理念や目標、全体の構成について御意見をいただくお時間としたいと思います。今、3つの理念と5つの目標ということで資料でまとめていただきました現状がございます。基本的にはこのものに新しく資料5で書かれました改正のポイントの論点、それから新規事業、大幅に拡充する事業の追記、そしてその他いろいろな法改正を踏まえて関係している項目を修正するという作業が出てくるわけなのですが、その場合にまず、次回のときには例えばそれぞれの柱立て、目標の中にどのような主要事業が入ってくるかということが細かく素案として出てまいります。基本的には今ある第2期の計画をベースに見直していくわけなので、今、お手元がございますこの計画の中で書かれているようなことを拡充していく、または足していく文言や修正があれば修正するということになるかと思えます。

それを踏まえた上で、資料5で御説明いただいた二重丸の貧困対策という部分が、現在では例えば目標4の中で扱われていますけれども、国のほうでも子供の貧困の解消というのはとても大きなテーマとして扱ってほしいというか、扱っていくべきという考え方ですので、例えば別立ての目標として立てるか、もしくはもう少し強調する形でどこかに入れるかなど、いろいろなことを考えていく必要があります。

そしてまた、今、御説明いただいた2番のDXなどのいろいろな取組などについてはまた入れていくということになるのですけれども、今、入れるものを考えた上で現状の3つの理念と5つの目標を見て、まさに今、溝口委員からのさきのところで言葉としてどうなのかというのももちろん重要な御意見なので、例えば今回の見直しのときにまた考えていくということの一つかもしれませんし、またそれも踏まえてこの柱立てを組み替えたほうがいいのではないかとか、目標はどうかとか、今回は新しく立てるわけではないので、大幅に修正というのは今まで立ててきたものをまさに否定することにもなりますので、あまり大工事はできないと思うのですけれども、先ほどの貧困の問題や意見表明権の部分、それから追加で今回始まってくるヤングケアラーなどの様々な昨年度入れた事業が動いていますので、その結果も踏まえて改正をしていくということになりますので、少し大きな視点でこの計画を見ていただいて御意見をいただけたらと思っております。

では、この後の時間は25分ぐらいありますので、御自由に意見を出していただけたらと思っております。いかがでしょうか。例えば貧困のことはどうかとか、テーマを区切ったほうが言いやすければ、まずそこの部分で少しお聞かせいただければと思うのですけれども、子供の貧困対策の扱いですね。

現状でも目標4の(3)のところに貧困対策の推進ということではかかっています。もう少し大きな視点で全ての東京都において子供たちの生活が社会的機会、教育機会を貧困が理由で得ることができないような環境でないようにしていくということを打ち出すべきだというお考えもあると思いますし、そこだけではなくたくさんのが絡み合って子供の生活というものは成り立っているので、そこをメインにぼんと出すのではなく、今のままで連携し合っていくような形のトピックみたいな扱いにするとか、実は前回のコロナのときもコロナ禍の影響というのをまとめて書き入れたりもしましたので、そういう見直しの仕方もあるかと思います。

いかがでしょうか。

前回委員であられた吉田委員はいかがですか。

○吉田委員 吉田です。

貧困対策については東京都という性質上、恐らくハイトップな御収入の方から、大変な状況に置かれているという幅広い状況にあると思いますので、そこを加味した形で、ただ、やはり一人親の家庭も増えているという現状もありますし、僕自身が3児のシングルファーザーなのですけれども、なかなか声を出せないような現状もあったりするので、もちろんシングルマザー向けが比較的多かったりはしますけれども、声なき声というか、言い出せない声をどう拾い上げていくかというところでは、まだ拾い上げられるところもあるのではないかなと思いますし、一昨年度、はあと多摩さんで一人親向けというところでシングルファーザーのちょっとした会をやったのですけれども、4組ぐらいしか集まらなかったのですね。打ち出している、自分がそこに行って話をしたいというところまでなかなかまだ追いついていないという現状もあったりするので、まずそこをしっかりと知らしめていくといった意味での広報というのが必要になってくるかなと思います。シングルファーザーだけではなくて、なかなか声を上げづらいような人たちに対してそこをどう拾い上げていくというところで、貧困対策というところでは、足りないところを補っていけるのではないかなと思いますので、そういった意味では、例えばこうやってしっかりと一つテーマとして上げていくという必要性はあるのではないかなと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御意見いただいたように何でもいいので、今日は結論をまとめる会ではございませんので、本当に委員の御意見をいただければ助かります。

お願いします。

○川上委員 臨時委員の医師会の川上です。

幾つかあるのですけれども、大枠においては私は東京都が掲げている目標、具体的な幾つかの案に賛成でございます。いい案がいろいろ入っていると思うのでございますが、中でもすくわくとの関係でいくと、先ほど来、子供たちの意見表明、権利表明とい

うことが挙がっている中で、このすくわくのテーマを決めた保育の取組というのも面白いとは思いますが、それ以前に乳幼児期というのは今日何して遊ぶかということの子供自身が決めて納得いくまで遊び切るといったことがあつての課題であつて、最初から大人が課題を与え続けていくのでしょうか。今、まさに小中学生の子供たちは夏休み中自由に遊ぶ時間もなくひたすらキャンプと旅行とを繰り返して40日間を過ごしている。子供たちは何もしないでいい日というのがないし、親御さんたちは子供が何もしないでぼーっといろいろ考えている時間というのを不安に思っているのですね。否定しているのでなく、親御さんは子供がぼーっとしてはいけな思っている。でも、子供というのは何もすることなくぼーっと天井を見て今日は何をしようかなと、いたずらでも何でもいいのですけれども、考えている時間というのは実は子供の脳がものすごく働いている時間です。そういう認識がどんどん欠落してきて、東京都のすくわくプログラムみたいなものが与えられてしまうことで、園もそれをやらなければいけないのではないかという認識になっていくと、ますます乳幼児期から子供は自分で考えることができなくなる。権利を大人が奪っている状態になるかなと思います。

ですので、このすくわくを否定しているわけではなくて、自然と触れ合う機会がなかなかない東京の子供にとってはありがたい施策ですけれども、その前提にあるものというのをしっかり認識していただいた上でこのすくわくがあつてほしいなと願います。

それから、目標4にあった貧困対策については、お金をばらまいても親御さんによっては子供のために使えていないとか、お金をばらまいてそのお金が家族での旅行に充てられてしまう。旅行ももちろんいいのですけれども、本当に子供に必要なところに使われているのかということを見ると、例えば貧しいお家の子供もそうでないお家の子供も共通して学校で食べるのは給食です。だったら給食費を無償化して、少なくとも一日1食はどの子も満足のいくものをしっかり食べられる。経済的に豊かなお家のお子さんであっても例えば季節の行事食を御家庭で食べられているかという、今、食べていない現状が広がっています。それでしたら、学校給食では大体クリスマス季節にはクリスマスっぽいお食事が出て、それからひな祭りにはちらし鮭が出てみたいな行事を意識した給食を栄養士さんはすごく工夫してくださっています。こういったものを給食費の心配をすることなく子供たちが食べさせてもらえるという施策のほうがずっと子供のためになるのではないかと考えます。

また、外国人に関して、各基礎自治体で工夫はされていますけれども、できることならば、学齢に達する前、小学校に入る前に日本語レベルが日本人として育てている子供と同じぐらいしっかりして入学できるようにしてあげないと、学校に入ったときに日本語が全く分からないで入ってくる外国人の子たちは小学校に入るなりいきなりお客様状態で、学校に来るのが面白くない、つまらないという状態になっている現状を私は学校医として見させていただいています。

ですので、外国につながる子供たち、外国につながるといっても少子化時代の日本に

においては外国籍のお子様もこれからの東京を支えてくれる大事な子供になっていくと思いますので、その子たちが日本語を自由に駆使することができ、初等教育、中等教育、高等教育を日本語で受けることができるというところの担保をしてあげること、大都会東京ですのでぜひ推進していただきたいなと思います。そのためにぜひ学校に入る前、あるいは途中で転校してきた、外国から入ってきたお子さんに日本語力を上げるための施策というのを、地域によって差があるのではなく東京都民であればこの地域の子供でも同じように受けられるような形で具体的にさせていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。大変重要なポイントだと思います。

まさに最初のすくわくのところでおっしゃったのは、先ほど溝口委員がおっしゃったレッジョ・エミリアなのかなみたいなこともそうですし、枠が決まり過ぎているという御意見と同じかなと思います。私もちょっと気になったのは、非認知能力という言葉があまりにも出過ぎていて、非認知能力というのは別に鍛えるものというか、教えて獲得するものではなくて、普通に生活をしていく中で結果的に得るものの能力で、別に数理的な能力とは多分違うのですけれども、非認知能力が増えるような保育というものがどこかにあって、それをやるべきだみたいな風潮が私もちょっとだけ気になったのは事実なので、併せて言わせていただきました。先ほどいただいたのはそういうことかなと思いますので、ありがとうございます。

それから、貧困対策についても、吉田委員がおっしゃったように声が上がらない人たちに対して上げてもらうというところはまだまだ足りないと思いますし、あと、あなたは貧困なのよという形で置くのはどうかなというのは私は個人的にちょっと思っているところもあったので、今、伺った御意見とちょっと近いかなと思います。全体に広がるようなもので底上げするという形での計画であるべきではないか。貧困対策と言われて私は貧困なのだということを認知させないといけないのかというのはちょっと気になりました。

それから、外国のルーツがあるお子さんについての拡充については大事だと思います。

それから、今、オンラインで島津委員がお手を挙げられていますので、お願いします。

○島津委員 都民公募委員の島津です。よろしくお願いします。

私からは大きく2点ほどお話をさせていただきます。まず3つの理念の中に社会という言葉が全部出てくるのですが、私自身地域社会の中で子育てしているところで子供、親、地域社会とのつながりがまだまだ進んでいないのかなと感じています。

その中で、基本理念に社会とあるものの、今回の改定のポイントなどで地域社会と親と子供とのつながりを進めていく取組らしいものがなかったので、例えば親子で参加できる地域社会のボランティアイベントを東京都でもやっていると思うのですけれども、そういったイベントの推進がもう少しあってもいいのかなと。私自身も都立公園で花壇

のボランティアをやっているのですけれども、その中でも広報がまだ十分ではなく、僕自身ももう少し発信していかなくてはと考えています。やはり参加者の方が決まったメンバーなのと、少なかったです。今回もつい先々週ぐらいにボランティアイベントがあったのですが、ボランティアに参加したのは最初は私の家庭だけだったので、その後何組か来たのですけれども、ぜひ地域社会にボランティアなどで関われるような機会を推進してほしい、そういう場を増やしてほしいなと考えています。

あともう一点。今回、子育て支援ということで、支援される側の視点が主だと思うのですけれども、やはり基本理念には「社会全体で子供・子育て家庭を支援して子育ての喜びを実感できる社会を実現する」とあるので、支援される側だけではなくて支援する側への配慮も必要だと思います。例えば、娘が保育園に行っているのですけれども、信頼していた保育士さんが辞めてしまうことがありました。僕自身初めての子育てで、保育士さんが心の支えになっている部分もあったので、そういう意味でも子育てをする側はもちろん、保育士さんへのサポートだったり子育ての周りの方々に対する配慮というのも、保育の質の向上などもそうかもしれないのですけれども、ぜひ今回の改定のところで入れていただけたらなと考えています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。大事な視点をいただきました。

社会という言葉を理念の中で言っているのであれば、もう少し地域社会と親と子供をつなげていくような具体的なものに落とし込んだものがあつたほうがいいのではないかと御意見だったかと思しますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

それから、支援される側の視点だけではなく、人材として支援していく専門職の方たちへのバックアップや環境づくりみたいなのところも充実が必要だという御意見だったと思います。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

では、青木委員とそのお隣の下竹委員、順番にお願いいたします。

○青木委員 ここで言うのがいいのかちょっと分からないところもあるのですけれども、後から出てくるところでもあるのかもしれませんが、子供の意見を聴くという話がこれから後も出てくると思うのですけれども、それについて実際に今、そういう話が出てきて、具体的に言うと葛飾区でもいろいろな形で聴くことを始めています。ただ、始めれば、当然のことながらそこから本当の思いをどうくみ取るかとか、実際に本当の課題なのかとか、個別のことはいろいろありますから、それを踏まえて結果として何かを実現していくということがシステムとして出来上がっていないとまずいですね。それについてはどこかこの辺のところに入れてもらってもいいのかなとちょっと思っています。

それからもう一つは、発言をするというか、思いを出すということは子供の成長に非常につながるのだと思いますので、もともと日本の場合には発言をするということが積

極的に取り上げられてこなかったということがあるので、こういうところで成長につながっていったということもきちんと位置づけることによって日本の子供の成長につながっていくのではないかなと思っていますので、そういうことが前のものと26ページ辺りに子供の意見を聴くということでちょっと入っているのですが、何かもうちょっと具体的に位置づけをして、そしてその結果や子供の成長についても書いていただけるようになるといいのかなと思っていますので、それをお願いしたいと思います。

それから、時間もあれですので1つだけ付け加えると、先ほど外国の方の話がありましたけれども、今、葛飾区では何年か前から、途中で来た方、それから小さい方も含めて学校に入るときに4か月集中的に、場所が今年から2か所になりましたけれども、区内で2か所つくって、そこに連れてきてもらうという手間はかかるのですが、集中的に日本語教育をしてから学校に戻ってもらうようにしています。もうちょっと時間をかけてやったほうがいいのかなと思いますけれども、ぜひこういうことはやれるようにしていきたいなと思っています。これは意見です。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。大変重要なことかなと思います。

意見を表明するというふうに国から言われてやるということもあるし、権利条約批准してからといったところもあるけれども、今、御意見いただいたように子供が自分の意見をきちんと言うということは、主体的に人生を捉えて成長していくために必要なことであるというところをきちんと位置づけるべきだという御意見で、とても意義があるかなと思います。ありがとうございます。

では、下竹委員、お願いします。

○下竹委員 東京都社会福祉協議会の下竹と申します。

まず一点はすくわくプログラムについてなのですが、先ほど来いろいろ御意見も出ていましたが、私の現場の感覚といたしましては、何か新しいことを光や音、植物みたいなものを使ってやれということではなく、今までやっていた活動をより充実させるための制度だと考えております。ですから、今までの探求活動をさらに充実させて子供の主体性もどんどん組み入れながら今ある活動を充実させていくための制度と捉えておまして、もう一つ思うのは、これは前回の委員会の中でも一つの重点項目だったと思いますけれども、保育の質をどう測定するか。量は簡単に測れるのでしょけれども、質をどう測るかという問題が一つの課題として残っていると思うのですが、すくわくプログラムの説明図にもあるようにPDCAサイクルを使ったり、あるいはそれを保護者と共有して云々みたいな、これは使い方によっては質を測るための一つの指標になるのではないかなと思いましたので、せっかく東京都が新たに始めた事業でもありますので、そういう面でも活用していければと現場としても考えております。

もう一つは貧困のことなのですが、貧困と一口に言ってもやはり東京都というのは広域で多様な方々が住んでいらっしゃる。その中で私は板橋区なのですが、

板橋区というのは生活保護率も高いということもあって、板橋区の社協さんなどはフードパントリーとか、最近はコミュニティーフリッジなど、いろいろな活動をやっているのですけれども、例えば中央区や新宿区ではそれぞれ違った貧困の課題というのがあると思いますので、東京都でこのやり方というよりは地域地域の実情に合ったやり方を支援していくような方向性もあったほうがいいのではないかなと感じました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

私も覚えておりますが、保育の質を測るということは宿題になっておりましたので、今回、何かしらの回答を考えなければならないなということの一つになり得ると、本当にそうだなと思い出しました。ありがとうございます。

そして、現場はお金もないですし、いろいろこういう意味で元気づけて補助が頂ければ頑張れるのかなというのも事実だと思いますので、決して否定するわけではないというところは皆さん同じだとは思いますが、幅広く取り組んでいただければと思います。保育の質、忘れないようにします。

それから、貧困対策についても貴重な御意見だったと思います。東京都は広いので、いろいろな自治体ごとに特性があって、やり方があるので、統一的な何かを施策としてやる必要があるものももちろんあるでしょうけれども、個別の自治体での施策を推進して支えていくような何かがあってもいいのではないかという御意見かなと思います。ありがとうございました。

オンラインの小野委員が手を挙げておられますので、どうぞ。

○小野委員 お世話になります。町田市で学童保育の指導員として現場で関わらせてもらっています、小野と申します。よろしく願いいたします。

今回、中間見直しのポイントで学童クラブに関する目標の更新ということで、本当に登録児童数は毎年増加をたどっている状況がずっとあると思うのですが、私の地域でも、実は私のいる学童保育クラブでも、今年度は1年生53名の入会がありました。学校の中では3学級ありますので100名弱の入学がある中で学童保育利用が半数以上、50%を超えているという状況で、本当に年々学童保育クラブを利用する子供たちというのは増えてきているなというのが実感としてあります。学校内ですのでもちろんそれは多いなと思うのですけれども、その部分で今回見直しの更新の部分で人数を実態に合わせて増やしていくという見直しのポイントがされているのですが、計画の目標と主な取組を見る限り、具体的にこの目標値が上がっていることを更新していく上でどのような具体化が図れるのかなというのがちょっと見えづらいなと思っているのが一点あります。

実際、認証学童保育クラブについての検討を始められるというか、そういうことが進められてきてはいるのですが、入会児童が増えていくと施設の確保をどうしていくのか、支援員・指導員の確保をどうしていくのかということもすぐ目の前に差し迫ってきている問題なのですね。待機児童になって留守番ができるというわけではないので、待

機児童をなくしていくためにまずは現場は受入れをして、環境を整えて、支援員を整えながら受入れをしていくのですが、その部分の現状がなかなか厳しい状況で、先ほども学童クラブに子供たちがいっぱいいるみたいな話がほかの委員からもありましたが、現状としてはその部分が私からすると本当に押し込まれている状況になっているのが現場としてあるかなと思っています。これについては早急に解決をどうしていくのかというところも大きな課題かなと思っていますので、主な取組のほうでも少し具体的なところが見えるといいかなと思って発言をさせていただいています。

国の基準でも支援の単位という言葉が生まれまして、その中で集団の規模という考え方も生まれました。おおむね40名以下で子供たちの日々の生活の場としての学童クラブが集団の規模を守りながら子供たちの安全・安心を守っていくというのが基本にある事業だと思いますので、入会児童が本当に増えているという現実が目前にありますので、そこをどう解決していくのかというのが具体的に見えるともう少しいいなと思いましたので、発言させていただきます。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

学童保育クラブや放課後の子供たちの居場所といったところで具体的なものを今回の見直しの中に入れられるといいなという御意見だったかなと思います。具体的には認証の学童保育の事業なども進められるのでというところでどこかで書き入れることができるかなと思いますので、承りたいと思います。ありがとうございます。

それでは、だんだんとお時間がなくなってまいりましたが、せっかくですから御意見があれば、お願いします。

山下委員、お願いします。

○山下委員 先ほどのとうきょうすくわくプログラムは、子供の興味や関心を育てていくという目的はすごく大事なことだと思いました。ただ、いろいろ御質問などがあったように、幼稚園教育要領や保育所保育指針などとの関係性を見て文言を整理したらよいのではないかなと思います。例えば環境というのは人的環境、物的環境、自然的環境、社会的環境などを含みます。その中で光、音、植物だけテーマにして取り組めば非認知能力が向上するという、少し誤解を与えるような表現になっているのかなと感じました。それから、探求の活動の中でもあえて探求ということを取り上げたのはなぜかといったことを丁寧に説明するとよいのではないかなと感じました。

次に、子どもの事故防止についてです。これまでも事故防止のためのガイドラインなどを作成するなど、いろいろな取組が行われてきたと思います。その取組の成果を検証し、更に事故防止にむけて具体的な対策を講じていくことが必要だと思います。施設、家庭、地域社会のそれぞれの場において御検討いただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

すくわくについての御意見は今承って、後でまた事務局から回答のコメントをいただきたいと思いますが、事故防止は本当に大事なことで、またどこかで目玉にしてもいいのかもしれませんが、命を守るということで考えると東京都もここに統一的なコラムか何かを載せるのはとても大事なかなと思います。ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

関委員、どうぞ。

○関委員 幼稚園連合会の代表で参りましたが、多様な他者との関わりのお機会の創出について、すごくいい発案をしてくださって大変ありがたい、ということをお子たちにとっても、その保護者にとっても感じております。私も幼稚園では満3歳児を始められるようにということもあり、また、始めてみようということができて、そこでつまり学齢2歳児なわけですが、そのお子たちの他者との関わりが増えてくることで家庭での生活が随分変わったと皆さんおっしゃるのですね。

それから、幼稚園の園長同士で話をしておりますと、もともとそういう形で保護者と同伴の週1回の部屋をつくっている。それには何の補助も出なかったわけですが、これは大変いいことで、その後幼稚園に入ったときの保護者の「お互い様」の感覚が身についているとか、子供がいろいろな子と遊ぶことはよいことなのだと、うちの子がけがないようにただ安全にということではなくて、いろいろな関わりをする中で育っているのだということが目の前の子ども同士の関わりと教師との関わりから分かるということにもなる。

また、この多様な・・・のいいところは必ず保護者との面談をしたりして、その子供の様子を伝えるということ、家庭で目の当たりにしていることとは違う、子供のよいところの情報が、子供の個性としてのすばらしいところの情報が入ってきて、そのことが虐待をしないことにつながったり、知らず知らずに子供に言い過ぎていることをしなくなったり、いろいろなことのよさがいっぱいあるなということをお私たちが思ってこれまでやってきたことに気づいてくださったすばらしい取組だと思っておりますのに、東京都の市や区でこれを制度として整えるということをおなかなかやり出さないということが多うございます。それについてなぜだろうと。これだけ東京都がそろえてくださっているのにということをお思うときに、事務が大変煩雑になるという話がおまことしやかに伝わっております。そのことについて御指導などがあれば、その意味を大事にお伝えいただいて、そして事務的方法もあるところで何か教えてくださったりとか、こんな方法があるよということをお言う中で広がっていくのかなと。子供にも保護者にも大変よい制度だと思っておりますので、ぜひそのところをお考えいただけてお伝えいただければありがたいなと思っております。

○山本会長 ありがとうございます。また担当の部署から回答をいただこうかなと思っております。

では、尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員 東京都家庭的保育者の会代表の尾崎と申します。今さらと怒られてしまうかもしれませんが、とうきょうすくわくプログラムはとてもすばらしい事業だと思うのですが、対象の実施設の中に家庭的保育事業が入っていないというところでは、いろいろ概要を読んでいきますと人数が5人以下という小さな事業なのでもしかしたら難しいのではないかという感じで外されているのかなと思うのですが、ふだんやっているまち保育等も含めて光、音、植物はプログラム等に入れてふだんの保育でも取り入れているものなので、こういった事業に参加しているということもとても私たちの励みというか、保護者へのアピールにもなりますし、小さい事業だからこそその発見等、いろいろな意見が出るのではないかなと思っておりますので、もう今さらだよということもあるかもしれないのですが、一応そういう思いだということだけこの場をお借りしてお伝えさせていただきます。

○山本会長 ありがとうございます。

本当に小さいけれども頑張っていて、意味のある家庭的保育事業だと思うのですけれども、多分1人でこのプログラムを回すのはちょっと大変かなというところではないかなとは想像するのですが、その辺りもどうお考えなのか聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木（崇）委員 東洋大学の鈴木と申します。

冒頭に山本先生から、今回は見直しですので抜本的な改革は難しいところがあるという発言もありまして、なかなか悩ましいところだなと思うのですけれども、事務局のほうも子供の貧困対策に関してはもうちょっと充実していてもいいのではないかなという御意見もありましたし、これまでいろいろな委員の方々からの御意見も出ていたかなと思います。

こども大綱を改めて確認しますと、少子化社会対策大綱、それから子供・若者育成支援推進大綱に加えて子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ねていくということで、その前の段階で一つの大綱のテーマとなっていたということもありますので、子供の貧困に関してはしっかりと充実した形で見直しをしていくということがなされてしかるべきというか、ぜひやっていただきたいなと考えるところです。

1つだけ、ちょっと時間もありませんので例示させていただきますと、この間、いわゆる家庭での養護に欠ける子供たちに対して、学童保育の長時間化とか、夕食を出したり、あるいはお風呂に入れてあげたり、服を洗濯して8～9時ぐらいにお母さん、お父さんが迎えに来たときに渡せるような形の第3の居場所事業みたいなことを日本財団等が率先して始めておりまして、そこら辺のところでは世田谷区などは独自予算で2か所ぐらいそういった第3の居場所に該当するような取組をやっておりまして、これはあっという間に満床状態になって、これがあるおかげで一足飛びに児童相談所が一時保護し

たりしなくてもいいような形でかなり子供の貧困対策としても虐待対策としても奏功しているという話も聞いております。

今年度にこども家庭庁が児童育成支援拠点事業ということでまた予算も組んだりしております、ここら辺の子供の貧困対策に関してはこども家庭庁のほうもいろいろな予算立てもしております、こちらの計画が立ち上がった時期から、またこの間にたくさんの方の予算や新しい視点の取組などもできておりますところですので、これまでのところで奏功した事例なども再評価しつつ、新しい目標というのもぜひ入れていただけるととてもありがたいかなと思いますし、私もそういった部分も含めて研究している大学教員の立場として、微力ですけれどもなるべく役に立てるところがあればぜひ頑張らせていただきたいなと思っておりますところでは。

以上となります。

○山本会長 ありがとうございます。

見直さないとやっているわけではないので、目標として挙げるといことが適当だという御意見はとても大事なので、もちろんそれを踏まえてまた皆さんで考えたいと思います。今の家庭における養護に欠ける子供への支援の充実みたいところは本当に視点としてはとても大事だと思いますし、みんなで考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

どうぞ。

○八木委員 学校関係ということで、目標3の中に次代を担う人づくりの推進が入っているのですけれども、不登校・中途退学対策というのも含まれておまして、こちらのほうで不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するということが掲げられていて、家庭の問題ではなくて環境の問題という形で掲げられているのですけれども、具体的に魅力ある学校づくりによる未然防止や関係機関等の連携による未然防止策と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきますということなのですが、この策というのがどういったことを想定されているのか、具体的なものがどういったものなのかというのを知りたいという質問です。

不登校に関してもいじめに関しても結構低年齢化が進んでいて、こちらの都立学校というのは恐らく高校を想定しているのではないかと思うのですけれども、小学校、中学校においてもこちらの連携等による未然防止策というのを東京都も考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいです。

以上です。

○山本会長 不登校の子供たちへの支援の具体的な事業の名前などが知りたいということですね。

○八木委員 そうですね。現在の計画の目標3ですかね。135ページ。

○山本会長 八木委員は前回も委員だったと思うのですけれども、そのときにあった事業かなと思うので、次回のときに具体的な事業名が出てきますので、そこでもう一度確認

をしていただければと思います。ありがとうございます。

では、ちょっと仕切りが悪くて時間が長くなってしまいましたが、せっかくなので最後をお願いいたします。

○高橋副会長 ありがとうございます。高橋です。

私はまだ不慣れでどうコメントしようかと思っておりますが、コメントでございます。3つの理念の最初の全ての子供たちが個性や創造性を伸ばしというところが、私はすごくこれはいい言葉だなと思えました。全ての子供というのは、もう少し言い換えたら一人一人の子供が主語ということかもしれませんし、場合によってはこどもまんなかという意味かもしれませんし、誰一人取り残さないという意味も、とにかく子供が一人一人なのだと捉えるのかなと考えました。

私は学校教育を専門でやっておりますが、学校教育も一人一人の子供が主語とか、個別最適とか、なるべく一人一人の子供を見ていって、その総体として平均があるのだとか、集合があるのだと見ていこうというふうに捉えているのかなと思います。全体的に統計データなどが多いですし、そういった意味で全体として一人一人をもう少し見るような、見えるような取組にしていかなければいけないのかなと思っております。

思った以上にこんなに事業があるとはあまり知らなくて申し訳なかったのですが、確かにこういう一人一人の子供や一人一人の保護者に支援するメニューがたくさんあるのにそれが届いていない可能性がすごく多い、しかも大体郵便で来たりするのでたまにしか知ることができないということで、そういった意味でDXの取組でプッシュ型という話が出てきているのかなと。一人一人に合うようなメニューが提供されるということを目指したいなと感じたところです。

もう一つ、福祉局ということですので、どちらかというベースラインを整えたり、ベースラインを上げていくようなお取組が多いのかなと感じた一方で、理念の最初のところは個性や創造性を伸ばしというふうになると、どちらかというベースラインを整えたり上げたりするというよりはもう少し攻めているというか、上側を狙っていると。その一つとしてすくわくプログラムなどがあるのかなと思っております。その辺の関係も整理してお話しされると、こちらが先とか後が先とか、後先ではなく、両方をやっていくのだみたいな考え方があるのかなと感じた次第です。

私からは以上です。

○山本会長 どうもありがとうございます。全体の理念に関係するようなコメントをいただけたかなと思います。

では、最後に担当部局から幾つかお考えをお聞かせいただきたいというところがあったかと思えます。大きなところではすくわくについていろいろ出ましたので、全部まとめてざっくりお答えいただけるといいかなと思っておりますし、事務局としてもいろいろな貧困の考え方についての今後の展開などのお考えについてももう一度コメントしていただいてもよろしいかなと思います。いかがでしょうか。全体でもしあれば、その

ほかにも構いませんので、どうぞ教えてください。

○鳥井子供政策連携室企画調整部企画調整担当課長 子供政策連携室企画調整担当課長の鳥井です。様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

まず、最初のほうにお話のありました、子供の取組などを決めるとか、与えるといったものということではなくて、我々東京都としても、子供たちにつきましては日々の遊びの中で無意識に探究を積み重ねながら成長していくという認識をしております。そのため、今回のとうきょうすくわくプログラムについてはあくまでも乳幼児の興味・関心に応じて主体的・協働的に行う活動といったものを支援していくと考えておまして、当然活動を通して何かができるようになるといった結果や目的よりも、子供たちが自ら興味を持ち、夢中になって遊び、発見する過程を積み重ねるといったことを重視しているところでございます。

ですので、例えば先ほどのテーマを設定するというところにつきましても先生や保育者が決めていくのではなくて、日々お子さんと関わりをする中でお子様たちが何に興味を持っているのか、遊びの中でどのような発見をしているのかといったところをしっかりと受け止めていただきながら、お子様たちの興味・関心に応じたテーマを設定していただきたいと考えております。

また、実践をする中におきましても、取組の中で保育者、先生方が答えを与えるのではなくて、あくまでもいわゆるサポートをしていくという中で声かけ等によって関わりをいただくという形で考えておまして、言わばお子様と一緒に探究を進めていただきたいといったところを支援していくといった事業と考えております。

あと、御意見としてこのすくわくプログラムを今までの取組を充実させるような取組として捉えているといった御意見があったかと思えます。これは我々も同じ認識でして、既に各園におきましては探究の視点で活動を実践している園もあると考えておりますので、そうした取組につきましても、今回の流れとして示させていただいたようなところを踏まえながら活動いただくことでそこはしっかりと支援していきたいと考えております。今までの取組を改めて見つめ直すきっかけとしていただきたい、また、園での活動を生かしながら、これから新たにやりたいと思っている活動も取り入れながら、幼児教育・保育の充実といったところにつなげていただきたいと考えております。

それから、御意見という中で保育所については保育所保育指針、幼稚園につきましては幼稚園教育要領など、各施設におきまして様々な指針がある中で、環境という言葉一つ取ってもというお話があったかと思えます。その点につきましては我々も進めていく中でそうしたところも踏まえながら、しっかりと言葉の一つ一つについて留意しながら取組を進めていきたいと考えております。

あと、最後に家庭的保育事業の対象施設のところのお話があったかと思えます。今回のとうきょうすくわくプログラムにつきましては、全域展開という意味では今年度の新たな事業ということで取組を進めていくところでございます。そして、全域展開の初年

度という中では、まず地域型保育事業の中では今回、小規模保育事業というところを狙って取組を進めていくこととしたところでありまして、ただ、取組自体につきましては今年度限りというものではございませんので、今後の事業展開の中でしっかりと実践の状況などを踏まえながら、実施施設などの制度自体も含めて実情を踏まえた検討は引き続きしていきたいと考えております。

以上です。

○青山福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 続いて、保育支援課長の青山よりお答え申し上げたいと思います。

関委員から多様な他者との関わりの機会創出事業につきまして肯定的にお受け止めいただきまして、各区市町村での取組が広がるようにということの前提で事務が煩雑といった声があるという御意見をいただきました。改めまして区市町村の御担当の皆様にも事業の意義を御説明させていただきながら、事務の煩雑といった課題などにつきまして御意見を伺ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 最後に私から、理念について、また、貧困対策について様々な御意見をありがとうございました。理念についてはまた言葉というのも精査しながら、より時代に合ったような形で福祉さながらのベースラインを上げる取組とともに、子供の潜在的な能力を伸ばしていくということにもさらに焦点を当てて整理する必要があると感じました。

あと、貧困対策については、東京ならではの各自治体・地域によって貧困という状況の特性も違うのではないかと、それを踏まえた上での充実ということが必要だと感じました。

また、目標4に入っている貧困対策ですが、子供たちの可能性を伸ばすという意味でも貧困対策という言葉だけにとらわれないで少し考える必要があるのかなと考えました。

なお、理念については子供一人一人の意見を聴くこと自体が子供を伸ばすことにもなるという視点も大変大切だと思いますので、また事務局で検討して、次回、皆さんに御意見を伺いたいと考えます。

ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございました。

まだこの後、いろいろ御意見があるかと思しますので、メールなどで事務局にいただければ、次回の委員会までに少し反映させた形で回答を用意したいと思っておりますので、今日、御発言の時間を差し上げられなかった委員の方につきましては、ぜひメールなどで事務局にお伝えいただければと思います。

時間の問題もありますので、まだ資料7と8の御説明を事務局にお願いしなければなりませんので、次に行かせていただきたいと思います。では、お願いいたします。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 資料7の説明に入ります。

計画策定に当たり、子供の意見を聴く取組について検討しております。初めとしてはこども都庁モニターです。これについてはテーマで示していますが、学童クラブについて及びこの計画について、あらかじめ登録されているこども都庁のモニターさんに対してウェブアンケートを実施する予定です。時期等については記載のとおりでございます。

2番目としましては、子供の居場所等におけるヒアリングです。児童館、学童クラブ、児童養護施設等の小学生、中学生、高校生相当の100～150人を対象にヒアリングやアンケートを実施する予定であります。テーマは(1)に示したとおり計画に関する質問のほか、児童養護施設では社会的養護に関する質問とか、学童クラブでは学童ならではの質問についても実施予定でございます。先ほどの認証学童クラブに関する意見などもここで吸い上げたりということも考えているところでございます。時期は8月以降を予定しております。また、前回の中間の見直しのときにも実施しましたとおり、子供向けのパブリックコメントも実施予定でございます。

続きまして、裏面です。今年度実施する子供の意見を聴く取組の全庁的な取組でございます。真ん中のところに「中高生政策決定参画プロジェクト」というのがあるかと思うのですが、新規事業で「新」という印がついています。こちらは昨年度まで福祉局で実施して、委員の皆様にも御協力いただきました、中高生による研究活動の発表「ティーンズ・アクション」の考えを踏まえて実際に知事へ政策提案を行うという形に発展させた事業で今年度実施予定となっております。

駆け足になりますが、次は資料8を御覧ください。こちらにつきましては都における教育・保育等の「量の見込み」についてでございます。子供・子育て支援法等に基づきまして、区市町村は教育・保育や学童クラブ等の地域、子供・子育て支援事業について、各自自治体でもこれから子供・子育ての計画をつくるわけなのですが、そのために需要を調査し、量の見込みを算出します。こちらを東京都のほうでも区市町村から調査・集計しまして、都の計画に反映していく予定でございます。

今後、第3回の12月頃の会議で区市町村の量の見込みを踏まえた素案を報告予定でございますが、2に記したとおり区市町村によって調査の実施時期や予定がまちまちですので、この12月の段階ではまだ調査を実施していない自治体等もあるため、あくまで速報値として出しまして、3月の計画公表までに数値を確定していくという形で考えております。

なお、参考資料14につきましては、現計画の第2章に様々な子供をめぐる状況についてのデータ類を掲載しているのですが、それで更新できるものについては更新してお示したのになりますので、御確認ください。

説明は以上です。

○山本会長 どうもありがとうございました。

昨年度の子供の意見を聴いたり、ヒアリングを発展させたものもありますし、また、今、新たに計画をしている様々なアンケート調査がございます。そして、量の見込みは

東京都が各区市町村から提出された見込みを基にまた考えて12月に速報値を出すということでの御報告ということになりますので、御理解をいただければと思います。

そのほかは、ごめんなさい、今日もたくさんの時間になってしまいましたが、今回は資料4のスケジュールにございますように、今日いただきました御意見を踏まえた骨子も含めて第2期の中間見直しの進捗や評価などについて、また、具体的に子供の意見を聴く取組の実施の具体案など、事業も含めてお示しできるようにしたいと思います。今日、御意見を伺えなかった方たちは、先ほども申しあげましたとおりぜひメールなどで事務局にお寄せいただけたらと思います。

では、お時間となりましたので、大変申し訳ございませんが、これで終了したいと思います。事務局としては何か事務連絡はございますでしょうか。

○平川福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長 本日は貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございました。

今回は8月から9月までのどこかで第30回全体会議を開催させていただく予定であります。

本日の配付資料につきましてはお持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにいただければ、後日郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山本会長 それでは、大変手順がまどろっこしくて皆様の御意見をきちんとお受けすることができなかったかもしれませんが、何せ事業が多くて、今、皆さん方も、高橋委員からもありましたけれどもたくさんありますので、ぜひいろいろなところで御意見をいただきながら、何とか第3期の計画策定に向けて前を向いて進めていきたいと思います。皆様方の御協力が大変大事になりますので、今後とも引き続きどうかよろしくお願いいたします。

本日はこれにて終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後7時01分